

滋賀県山村振興基本方針(案)について

1. 策定の趣旨等

山村振興法は、山村地域における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、あわせて他地域との格差の是正および国民経済の発展を図ることを目的として、昭和 40 年に制定された。

その後、数次にわたる改正を経て、平成 27 年 4 月 1 日に山村振興法の一部を改正する法律およびその関係政省令が施行された。

今回の法改正の趣旨を踏まえ、本県の山村が有する多面的な機能のもたらす恵沢を県民が将来にわたって享受することができるよう、山村における定住の促進に向けて積極的な振興施策を展開するため、法第七条の二に基づく滋賀県山村振興基本方針を改定するものである。

2. 山村振興基本方針の主な改定内容

改正山村振興法の基本理念において、「地域の特性を生かした産業の育成」や、「住民の福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成」が位置付けられたことを踏まえ、滋賀県山村振興基本方針に下記の 2 項目を追加

- 1) 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項
- 2) 高齢者福祉施策に関する基本的事項

3. 県基本方針の構成

別紙概要のとおり

4. 策定経過

- | | |
|---------------|--------------|
| ◇平成 27 年 11 月 | 環境・農水常任委員会報告 |
| ◇平成 27 年 11 月 | 県関係機関に意見照会 |
| ◇平成 27 年 12 月 | 案案作成 |
| ◇平成 28 年 1 月 | 市町に意見聴取 |
| ◇平成 28 年 2 月 | (案) 作成 |

5. 今後のスケジュール

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| ◇平成 28 年 3 月 | 環境・農水常任委員会(案)報告 |
| ◇平成 28 年 4 月 | 国(総務省、農林水産省、国土交通省)へ提出
基本方針の公表 |

滋賀県山村振興基本方針(案)【概要】

環境・農水常任委員会資料
平成28年(2016年)3月8日
農政水産部農村振興課

I 地域の概況

- (1) 振興山村の概要 山村振興法(昭和40年法律第64号)に基づき指定された振興山村を含む市町は6市町24地域
- (2) 自然的条件 県境の急峻な地域に位置し、鈴鹿、伊吹、比良の各山系の連山によって覆われ、全県土面積約3割を占める
- (3) 社会的・経済的条件 [平成22年人口] 県総人口 141万人に対し振興山村は3.6万人(2.6%)
[平成22年の65才以上の人口比率] 他地域20.2%に対し振興山村は32.5%
[産業別就業人口の推移] 第1次産業従事者は昭和40年には半数以上(59.9%)であったが、平成22年では5.9%である。

II 現状と課題

(1) 対策の概要と課題

- 昭和40年から展開されてきた山村振興対策は第1期から第6期までの期間にわたり施策を行い、交通施策、生活環境施策、産業基盤整備、国土保全施策等の計画的な推進により一定の成果を挙げてきている。
 - 若年層を中心とする人口の流出と少子化・高齢化が進行し、耕作放棄地の増加や鳥獣害による農地や森林の荒廃が進み、県土の保全や琵琶湖の水源涵養など多面的機能の維持発揮に支障をきたす状況となっている。
- (2) 今後の視点
- 地域資源を活かした魅力的な仕事づくりや6次産業化を推進し、魅力ある山村づくりを進める。
 - 他地域との格差是正という視点に加え、ソフト事業も積極的に導入し、生活環境の整備、地域間交流の促進、介護サービスの確保、教育環境の整備等を図ることにより、山村振興対策の取組を行う。

III 振興の基本方針および施策

(1) 基本方針

時代の変化に適切に対応し、市町との連携や地域住民、NPO、企業など多様な主体との協働により、これまで培ってきた県民の基盤を活かしつつ、地域自らの創意工夫による美しい景観の整備や地域文化の振興等による風格ある個性豊かな地域社会を形成し、コミュニティの活性化、地域間交流と移住・定住の促進、高齢者等の価値ならびに福祉の向上・増進等を支援するとともに、山村地域と周辺の中核都市との結びつきを強めて相互に補完しあう広域的な生活圏の形成を促進することを基本方針とし、施策の推進を図る。

(2) 目標達成のための基本的な施策

①交通施策に関する基本的事項

- 主要地方道およびこれに接続する市町道については県と市町で連携を図りながら一体的な整備を推進
- 公共交通については、民間バスやコミュニティバス路線が維持されるよう、地域住民、交通事業者、行政の役割分担のもと、地域の交通を地域自らが変えていくことを検討
- 災害に強い道路ネットワークづくりの推進と計画的な維持管理の実施

②情報通信施策に関する基本的事項

- ブロードバンド利用可能エリアの拡大、携帯電話通信エリアの拡大など、地域間情報通信格差を是正
- 防災行政情報ネットワークシステムの充実とデジタル化により広域や非常時における情報伝達手段の強化

③産業基盤整備に関する基本的事項

- 農業の有する多面的機能の保全と活用を図りながら、農道や用水路および鳥獣被害防止施設などの農業生産基盤の計画的な整備・更新を推進
- 都市農村交流の促進ならびに日本型直接支払制度の活用などによる持続的な農業生産活動等の推進
- 6次産業化の推進、農林加工事業者および観光事業者との連携などによる高付加価値農産物のブランド化等を推進

【林業】

- 県産材の利用促進
- 担い手の育成や雇用の柔軟化など効率的な生産体制の確立を図り、林業従事者の仕事の確保を推進
- 森林整備として幹線林道、林業専用道および作業道による路網の整備を推進
- 森林資源の循環利用を推進するとともに計画的な間伐を実施し、手入れ不足の森林の解消を推進

【漁業】

- 産卵場や生息場の環境悪化などにより減少した天然資源を補うため、在来魚の播種放流や釣り解禁の開催など、遊漁者を増やす取り組みを推進

【商工業】

- 商工会と連携を図り、高齢者世帯の消費利便性を高めるサービスの提供等に向けた取り組みを推進
- 地域の特性に適合した企業の誘致を進め、就業機会の増加を図り所得を向上
- 地域内発的な産業の育成・振興を図るとともに、観光事業者とも連携を取り、他地域との交流を促進

④経営近代化施策に関する基本的事項

- 地域農林水産物の消費拡大と高付加価値化を促進し、あわせて加工施設、直売および食料を味わう施設等の整備を促進
- 地域の特性を活かした新規創業やベンチャー企業等への支援

⑤地域資源の活用に関する基本的事項

- 地域資源を活かした農林水産業の生産振興を図り、あわせて加工、伝統産業、工芸品などの関連事業を支援
- 地域資源を活用したコミュニティビジネス等の創業や新事業への支援

⑥文教施策に関する基本的事項

- スクールバスの運行などの通学対策や義務教育施設の整備・維持に努め、教育環境を向上
- 地域特有の伝統文化、生活文化の振興につながる団体の創出と施設整備の推進

⑦社会、生活環境施策に関する基本的事項

- 水道施設の計画的な更新・耐震化対策
- 汚水施設の長寿命化等合理的な維持管理
- 市町と広域消防との連携のもと、非常時消防防災体制の充実強化
- 医師および救急医療体制の確保、巡回診療等の支援ならびに他地域の医療機関との協力体制の整備

⑧高齢者福祉施策に関する基本的事項

- 生活習慣病の予防対策および介護予防対策を進め、健康寿命を延伸
- 医療介護サービスの充実や、生活支援サービスの充実などで、地域で支えあう仕組みづくりを推進
- 高齢者が安心して生活できるよう、既存施設の活用によるサービス提供体制および高齢者用集合住宅や特別養老老人ホーム等の整備

⑨集落整備施策に関する基本的事項

- 山村と都市の住民ニーズを踏まえ、魅力ある居住環境を形成
- 基幹集落を中心として複数の集落の集約とネットワーク化の推進
- 集落の自然な活動の促進および地域おこし協力隊等の人的支援のための制度を活用し、コミュニティを維持
- 都市からの移住者などの受け入れを視野に入れた取り組みを推進

振興山村地域一覧

市町名 (H27.4.1)	合併前市町名 (H11.3.31)	旧市町村名 (S25.2.1)
甲賀市	土山町 信楽町	鮎河村、山内村 雲井村、朝宮村、小原村、多羅尾村
高島市	マキノ町・今津町 朽木村	剣淵村、西庄村・三谷村、川上村 朽木村
東近江市	永源寺町	市原村、永源寺村
米原市	伊吹町	伊吹村、東草野村
長浜市	浅井町・木之本町 余呉町・西浅井町	上草野村・杉野村、高時村 丹生村、片岡村・鳩津村、永原村
多賀町		大滝村、蛸ヶ畑村

④国土保全施策に関する基本的事項

- 土砂災害や山地災害等の未然防止に重点を置いた治山、治水、砂防対策を推進
- 農用地が有する多面的機能が維持されるよう、保全施策を推進
- ため池の点検・耐震診断、老朽ため池の整備、ハザードマップの作成などの防災対策の実施

⑤交通施策に関する基本的事項

- 豊かな自然環境や山村の産物、加工品を活用し、観光客への販売や宅配便、オートー制度等の推進を図り、農林漁業の振興と併せた他地域との交流を推進
- 地域間の道路の整備や農村文化・伝統施設の充実により、来訪者と地域住民との交流機会を創出
- 交流の担い手の育成や出版等広報活動など交流情報の収集・提供の実施

⑥森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項

- 「琵琶湖森林づくり基本計画」に基づき、森林の保全・整備を推進
- 営林の効率化や農業水利施設の長寿命化などを計画的に行うとともに、集落の共同活動による農用地等の維持保全の活動を支援

⑦担い手確保に関する基本的事項

- 経営体質の強化に向けた法人化や法人化、集落営農型法人の広域化などへの支援の充実とともに農用地の利用集積を促進
- 担い手確保が困難な集落においては、水田基幹作業を集落外部の担い手への委託を推進
- 女性の能力が発揮できる農業法人の育成等を支援

⑧鳥獣害防止施策に関する基本的事項

- 第一種特定鳥獣管理計画により被害・生息数を管理
- 集落ぐるみによる鳥獣害対策を推進

IV 他地域振興等に関する計画、施策等との関連

- 滋賀県基本構想「夢や希望に満ちた豊かな実感・滋賀」
- 人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略
- 第四次滋賀県環境総合計画
- 滋賀県産業振興ビジョン
- 滋賀県農業・水産業基本計画
- 琵琶湖森林づくり基本計画
- 滋賀交通ビジョン
- 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」により策定する保全再生計画
- 滋賀県過疎地域自立促進方針等の法令に基づき整備された計画等

滋賀県山村振興基本方針

（案）

平成 28 年度

滋 賀 県

目 次

I 地域の概況	
(1) 振興山村の概要	・・・ 1
(2) 自然的条件	・・・ 2
(3) 社会的・経済的条件	・・・ 2
II 現状と課題	
(1) 対策の概要と課題	・・・ 3
(2) 今後の視点	・・・ 3
III 振興の基本方針および振興施策	
(1) 基本方針	・・・ 4
(2) 目標達成のための基本的な方策	・・・ 5
① 交通施策に関する基本的事項	・・・ 5
② 情報通信施策に関する基本的事項	・・・ 5
③ 産業基盤施策に関する基本的事項	・・・ 6
④ 経営近代化施策に関する基本的事項	・・・ 8
⑤ 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項	・・・ 9
⑥ 文教施策に関する基本的事項	・・・ 9
⑦ 社会、生活環境施策に関する基本的事項	・・・ 10
⑧ 高齢者福祉施策に関する基本的事項	・・・ 11
⑨ 集落整備施策に関する基本的事項	・・・ 11
⑩ 国土保全施策に関する基本的事項	・・・ 12
⑪ 交流施策に関する基本的事項	・・・ 12
⑫ 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項	・・・ 13
⑬ 担い手施策に関する基本的事項	・・・ 13
⑭ 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項	・・・ 14
IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連	・・・ 15

滋賀県山村振興基本方針

都道府県名	滋 賀 県
作 成 年 度	平成 2 8 年 度

I 地域の概況

振興山村位置図



(1) 振興山村の概要

本県において、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）に基づき指定された振興山村を含む市町は、全 19 市町のうち 6 市町（24 地域）である。

[振興山村の指定要件]

旧市町村（昭和 25 年 2 月 1 日における市町村）単位に、昭和 35 年林業センサスにおける林野率 75% 以上かつ人口密度 1.16 人/町歩未満で交通条件および経済的、文化的条件に恵まれず産業基盤および生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない山間地その他の地域

○振興山村地域一覧

市町名 (H27.4.1)	(合併前市町村名) (H11.3.31)	旧市町村名 (S25.2.1)
甲賀市	土山町	鮎河村、山内村
〃	信楽町	雲井村、朝宮村、小原村、多羅尾村
高島市	マキノ町・今津町	剣熊村、西庄村・三谷村、川上村
〃	朽木村	朽木村
東近江市	永源寺町	市原村、永源寺村
米原市	伊吹町	伊吹村、東草野村
長浜市	浅井町・木之本町	上草野村・杉野村、高時村
〃	余呉町・西浅井町	丹生村、片岡村・塩津村、永原村
多賀町		大滝村、脇ヶ畑村

(2) 自然的条件

[地理・地勢]

本県は日本列島のほぼ中央に位置しており、県の中央には、県土面積(4,017k㎡)の約6分の1にあたる琵琶湖があり、その周囲に近江盆地が開け、鈴鹿、伊吹、比良、比叡の各山系に囲まれている。

湖北から湖西にかけては急傾斜地が多く、平地は比較的少ないが、湖東から湖南・甲賀にかけては丘陵と堆積平野が広がっている。

県内の振興山村地域は、すべて県境の急峻な地域に位置し、鈴鹿、伊吹、比良の各山系の連山によって覆われた峡谷型および裾野型で、伊吹・比良山系に属する湖北・湖西地区(米原市・長浜市・高島市)と鈴鹿山系に属する甲賀・湖東地区(甲賀市・東近江市・多賀町)に分けられ、全県土面積の約3割を占めている。

[気候]

本県の気候区分は、北部と南部で二分され、北部は日本海型気候、南部は太平洋型気候と瀬戸内海型気候をあわせ持つ。

気温は年平均で14.7℃(彦根)で、山村地域平均では、13.4℃とやや低い。(1981～2010 平均)

降水量は年平均で県北東部、北西部および南東部で最も多く2,400mmを超えるが、県の内陸部では1,700mmを下回り、その差は700mm以上に達する。

また、北部は冬のモンスーンの影響が強く、湖西北部から湖北周辺は著しい多雪地帯となっており、最大積雪量が平均で1mに達するが、南部(湖南地域)の冬季の最大積雪量の平均は10cm以下であり、大きな相違を示している。

(3) 社会的・経済的条件

[人口の動向]

本県における振興山村の人口は、県総人口約141.1万人に対し、約3.6万人と約2.6%(H22)である。人口の増減(H22/H17)については総人口で2.2%の増、振興山村においては7.7%の減となっている。

振興山村における人口構成は、他の地域に比べ高齢化の傾向が強く65歳以上の構成比(H22)が、他の地域は20.2%であるのに対し、振興山村では、32.5%であることから、高齢化が進んでいる状況である。

〔産業別就業人口の推移〕

山村の産業別就業人口の推移をみると、昭和40年には半数以上(59.9%)が、第一次産業の従事者であったが、平成22年では、5.9%である。逆に昭和40年～平成22年の間に第二次産業が約1.6倍、第三次産業が約3.0倍に増加している。

次に、産業別の人口構成比を他の地域と比べると第一次産業の構成比が他地域の2.7%に対して、5.9%と約2.2倍である。逆に第三次産業が64.3%と、他の地域の72.7%に比べ低い状況である。

Ⅱ 現状と課題

(1) 対策の概要と課題

山村地域における経済力の培養と住民の福祉向上を図り、あわせて他地域との格差の是正および国民経済の発展を図ることを目的として、昭和40年度から展開されてきた山村振興対策は、これまで第1期から第6期までの期間にわたり施策を実施してきた。

これまでの山村振興対策において、交通施策、生活環境施策、産業基盤整備、国土保全施策等の計画的な推進により一定の成果を挙げてきているものの、依然、若年層を中心とする人口の流出と少子化・高齢化が進行している状況である。

このため、山村の活力の低下とともに、担い手不足により、耕作放棄地などの増加や鳥獣害による農地や森林の荒廃が進み、県土の保全や琵琶湖の水源涵養など山村地域が有する多面的機能の維持発揮に支障をきたす状況となっている。

(2) 今後の視点

今後、山村振興を進めていくにあたっては、既存の山村振興対策を更に拡充し、山村に住む人々の要望に即した施策を講じることに加え、若者をはじめとした住民が「住みたい」「住み続けたい」と思ってもらえるよう、地域資源を活かした魅力的な仕事づくりや6次産業化を推進するとともに、

魅力ある山村づくりを進めることで、美しい里山景観の保全とともに琵琶湖とその水源となる森林や農用地などの財産、地域の祭り、文化の継承にもつなげていく必要がある。

これまでの他地域との格差是正という視点に加え、ソフト事業も積極的に導入し、生活環境の整備、地域間交流の促進、介護サービスの確保、教育環境の整備等を図ることにより、住民の福祉の向上を目標として山村振興対策に取り組むことが重要である。

Ⅲ 振興の基本方針および振興施策

(1) 基本方針

山村振興を進める場合、若者の定住のための条件を整備するとともに、高齢者の生きがい対策、福祉対策を図るなど、魅力ある山村づくりが不可欠である。

また、山村が持つ豊かな地域資源の活用により、地域産業の総合的な振興策を講じ、経済の活性化を図るとともに、各種生活環境等に係る条件整備を行うことにより、安全で快適な環境のもとで、ゆとりを持って暮らしができる美しい山村地域を形成することが目標である。

この場合、行政区域にとらわれず、生活圏域が拡大・広域化している現状や、周辺市町との機能分担を考慮し、各施策の展開にあたっては、広域的な視野からの調整を図り、周辺地域と一体化した総合的な対策を考えることが必要である。

また、こうした対策によって、山村地域に残された豊富な自然環境を保存しつつ、自然と生活が調和しながら、それぞれの地域の個性を生かした整備を行う必要がある。

県においては、時代の変化に適切に対応し、市町との連携や地域住民、NPO、企業など多様な主体との協働により、これまで築いてきた県勢発展の基盤を活かしつつ、地域自らの創意工夫による美しい景観の整備や、地域文化の振興等による風格ある個性豊かな地域社会を形成し、コミュニティの活性化、地域間交流と移住・定住の促進、起業の促進等による地域の自立促進を図る。

また、高齢者等の保健ならびに福祉の向上・増進等に取り組むとともに、

山村地域と周辺の中核都市との結び付きを強めて相互に補完しあう広域的生活圏の形成を促進する。

これらを基本方針とし、施策の推進を図る。

(2) 目標達成のための基本的な方策

① 交通施策に関する基本的事項

山村地域の国・県・市町道は、山村地域の生活、医療、産業振興等で大きな役割を果たしており、幹線道路、幹線へのアクセス道路、地域内道路の整備を行うことは極めて重要である。

山村地域における道路の整備は、これまでも継続して進めており、今後もし引き続き国・県道の主要幹線道路の整備を推進するとともに、これらの幹線道路に接続する市町道についても県と市町で連携を図りながら一体的な整備を推進し、日常生活の利便性の向上や産業の振興に努めるものとする。

公共交通については、利用者の減少により厳しい経営状況が続いているが、地域住民の生活にとって必要な民間バス路線やコミュニティバス路線が維持されるよう、地域住民、交通事業者、行政の役割分担のもと、地域の交通を地域自らが支えていく必要がある。

また、デマンド交通など輸送需要の低下に応じた手法の活用も含め、地域の実情に合った交通のあり方を地域自らが検討していくことも必要である。

安全・安心な暮らしのためには、交通機関による輸送、交通網の整備が安定的に行われる必要があり、広域交通と同様、地域交通においても災害に対する強さと万一の場合の回復性にすぐれたしなやかさを備えるとともに、交通インフラの老朽化に適切に対応し、交通機能の安定的な維持を図る。そのため、災害に強い道路ネットワークづくりを進め、あわせて計画的な維持管理に努める。

このほか、冬期における交通確保が図れるよう、除雪機械の導入、融雪施設の維持管理等に努めるものとする。

② 情報通信施策に関する基本的事項

他地域同様、近年の情報化の進展に伴い、振興山村地域においても携帯

電話やブロードバンド等の情報通信手段の普及が進んでいるが、地理的不利条件などにより通信施設の整備の遅れがあることが実情である。

光ファイバーの整備によるブロードバンド利用可能エリアの拡大、携帯電話通信エリアの拡大など、地域間の情報通信格差の是正を図る。

また、防災行政情報ネットワークシステムの充実とデジタル化により広報や非常時における情報伝達の手段の強化を図るとともに、保健医療、福祉をはじめとした情報が各家庭でも得られるシステム整備を進め、日常生活における情報化の推進を図る。

③ 産業基盤施策に関する基本的事項

本県における産業構造は第1次産業中心から第2、第3次産業中心に移行してきている。産業振興にあたっては、産業振興のための諸計画との調和を図りつつ推進するが、振興山村地域の地域特性から見ると、今後も農林業を基幹産業として活性化を図っていく必要がある。

森林資源の育成ならびに循環利用と農地の高度利用を推進し、農林業の生産性および当地域住民所得の向上を図るため、基幹的な農道・林道や用排水路、暗渠排水ならびに防護柵等の獣害対策について、引き続き積極的な整備を図り、あわせて修景施設や集落内道路の消雪等の整備を図ることで、地域住民の生活向上に努める。

また、再生可能エネルギーの有効活用による循環システムの構築等を図り、資源の有効利用を推進する。

これらの施策の推進にあたっては、国において策定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」もふまえ、山村ならではの資源を活かして農林水産業の振興と地域の活性化を表裏一体で進めることとする。

さらに、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定により、山村地域の農林漁業者の不安が高まっていることから、地域の実情に応じ、できる限り農林水産業の体質強化を図るとともに生産者が将来にわたって経営に取り組めるよう、地域農業戦略指針を活用し、目指す姿の実現に向けた集落の取り組みを支援するなど、対応を図るものとする。

〔農 業〕

農業は、山村における基幹産業であり、農業所得の占める割合が他の地域より高く、農業への依存度は大きい。しかし、傾斜地が多いことから農地面積が狭く、基盤整備が遅れていることから、多くの労働力が必要となり、な

おかつ生産性は低いなど、他の地域に比べて不利な条件下にある。

また、若者の流出、担い手の高齢化の進行に加えて、米価の低迷など、山村の農業は厳しい状況下にある。

農業の有する多面的機能の保全と活用を図りながら、将来にわたって農業生産活動が持続できるよう、農道や用排水路および鳥獣被害防止施設などの農業生産基盤の計画的な整備・更新を進める。

また、都市と農村の交流を促進するとともに、日本型直接支払制度の活用などによる継続的な農業生産活動等を通じた振興山村地域の農業の多面的機能の維持・発揮を図る。

あわせて、山村における地域の活動を担う若者の定住を促進するため、6次産業化の推進、農林商工事業者および観光事業者との連携、地理的表示保護制度（GI）などによる高付加価値農作物のブランド化等により活性化を図るものとする。

[林 業]

本県は中央に琵琶湖を有し、その周りを森林が取り囲んでおり、琵琶湖の水源涵養等において、森林が持つ多面的機能は極めて重要である。

林業従事者は長期的には減少しているが、近年、下げ止まりの状況がみられる。

従事者の高齢化率は依然として高いが、若年者率は上昇傾向である。また、国産材の自給率や県産材（びわ湖材）の生産量も増加傾向である。

木材流通の国際化に伴う木材価格の低迷なども加わって、林業をとりまく厳しい環境の中で森林の管理水準が低下し、災害の危険性の増大、水源涵養機能が損なわれるなど問題が深刻化することが懸念され、森林を維持するための総合的施策が必要である。

このため、森林の土地の境界明確化等を進め、意欲を持って林業に取り組む担い手の育成や、自ら林業経営に携われない方々には施業の集約化や効率的な生産体制の確立を図るとともに、森林組合等林業事業体の取り組みを支援する。

林業生産活動の基盤整備として幹線林道、林業専用道および作業道による路網の整備を積極的に推進する。

森林の多面的機能発揮のために森林資源の循環利用を推進し、適時適切な森林整備を維持するとともに、計画的な除間伐を実施し、手入れ不足の森林の解消を推進する。あわせて県産木材の住宅や公共建築物への需要拡大と安定供給、木質バイオマスの利用等の施策を推進する。

林業労働は積雪・降雨等、天候による影響が大きいこともあり、安定就労

が難しいため、社会保障等を受けにくくしている。このため、山村における森林経営の中核的な担い手である森林組合等において、森林所有者からの長期施業受託の確保や新たな事業への取組等を実施することにより、林業従事者の安定的な仕事の確保を図ることとする。

また、木の伐採から搬出、出荷までを自力で担う自伐型林業の取組も念頭に、林業後継者の育成を図るものとする。

〔漁 業〕

本県の山村における河川漁業は、遊漁者の経済活動による地域経済への貢献のみならず、遊漁を通じて自然とふれあうなど、憩いの場を提供しているが、遊漁者の減少や漁業環境の悪化などにより、漁業をとりまく情勢は厳しさを増している状況である。

このため、産卵場や生息場の環境悪化などによって減少した天然資源を補うため、在来魚の種苗放流を行うほか、釣り教室の開催などにより、遊漁者を増やす取り組みを進める。

〔商工業〕

身近な商店街やサービス業の維持・活性化を支援するため、商工会と連携を図り、各種融資制度等の活用を促進するほか、高齢者世帯の消費利便性を高めるサービスの提供等に向けた取組を進める。

地理的条件等から企業の立地には不利な地域であるが、自然環境の保全に十分配慮しつつ、地域の特性に適合した企業の誘致を進め、山村内における就業機会の増加を図ることで、所得の向上に努める。

また、山村の豊かな地域資源を活かし、伝統的工芸品や地場産業等の地域内発的な産業の育成・振興を図るとともに、観光事業者とも連携を取り、商品企画・販売、情報収集・発信を一元的に行うことで、他地域との交流を促進し、活性化を図る。

④ 経営近代化施策に関する基本的事項

農林水産業従事者の高齢化や農林水産物の価格低迷等から、農林水産業の収益性が低下しており、生産性の向上・経営効率化を図る必要がある。

よって、地域農林水産物の消費拡大と加工等による高付加価値化を促進し、あわせて販路開拓により所得の向上を図るため、地域農林水産物の加工施設、直売および食材を味わう施設等を整備する。

さらに、高性能機械の導入、共同作業場、加工施設などの整備、山村の立地に合った機械化や各種施設の導入とともに、個々の従事者の経営改善策を講じていく。

経営診断や人材育成、製品開発、販売促進等に関する指導・相談、補助金等の各種支援施策を推進することにより、地域の特性を活かした新規創業やベンチャー企業の意欲のある取り組みを支援し、新たな地域産業の創出を図る。

⑤ 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項

山村地域において、農林水産業は地域資源を活用した産業であり、経営活動が継続することにより県土の保全機能や、景観形成機能等が維持される。

山村には、特産品や伝統野菜、特用林産物、溪流漁などの農林水産物、独特の自然景観や伝統文化など多様な地域資源がある。

これらの地域資源を活かした農林水産業の生産振興と合わせ、加工、伝統産業、鉱工業などの関連産業に対する支援を行うとともに、コミュニティビジネス等の創業や新事業への支援を行う。

山村における特用林産物については、県全体のかなりの部分を占めており、しいたけ、山菜、木炭、木工品などがある。これら、地域の特性を生かした林産物の生産を行い、その加工、販売も含めた総合的な地域産業の形成について検討する。

⑥ 文教施策に関する基本的事項

多くの振興山村では、遠距離通学や冬期における雪害など、通学条件が厳しい地域も多いことから、スクールバスの運行など通学対策を講じることや義務教育施設の整備・維持に努め、教育環境の向上を図る。

公民館、図書館などの社会教育施設、グラウンド、体育館など体育施設等については、地域住民が交流し地域の魅力を高める場として整備を進め、施設の有効利用のための広報活動や事業内容の充実に努める。また、保育体制の整備についても検討し、山村住民が安心して働くことができるように配慮する。

山村には、数多くの文化遺産等が残されており、風格ある個性豊かな地域社会の形成のためにも、地域特有の伝統文化、生活文化の振興は不可欠であ

る。有形・無形の地域文化を掘り起こし、保存、継承していくことは、高齢者の社会に対する積極参加の促進と、子どもたちの郷土愛と生きがい、自信、誇りの醸成につながるものであり、こうした地域文化の振興につながる機会の創出と施設の整備を推進していく。

さらに、独自の地域文化を都市地域住民との交流のための一つの資源として活用し、広域的な文化交流を促進していくと同時に、様々な文化芸術活動の促進に努め、新たな地域文化を育む土壌づくりを図り、あわせて地域の個性を生かした民俗資料館、文化財展示施設等の整備に努める。

一連の講座、講義やレクリエーション大会を通じて、高齢者は生きがいを見出し、若者は山村に魅力を感じるような生涯学習社会をめざした社会教育の充実を図る。

⑦ 社会、生活環境施策に関する基本的事項

振興山村における生活環境の改善については、これまでも積極的に進めているところであり、整備により都市部同様の生活を実現することは、移住や若者の定住の促進等にとって重要である。

上下水道については、全国でも上位の整備率であるが、一年を通じ安定した水量の確保および衛生面での質的向上を図るため、地域の実態に即し、更に普及促進に努める。

水道施設については、老朽化した施設の更新や耐震化を計画的に進め、安定した生活用水の供給に努める。

汚水施設については、地理的条件・人口動態等の条件を勘案し、統廃合を含めた合理的な手法でコスト削減を図るとともに、管路等の長寿命化や遠方監視システムの整備など適正かつ合理的な維持管理に努める。

消防・救急・防災については、種々の災害から地域の住民の生命・財産を守るため、市町と広域消防との緊密な連携のもとに、非常時消防防災体制の充実強化を図り、年次計画により消防防災力の整備充実を図る。

また、救急体制についても、救急業務の高度化に対応した体制の整備充実を進める。

医療の確保について、自然的、社会的条件の制約により開業医等の開設が困難であり、国保診療所が主な医療機関となっており、医師が不足し、診療日や診療時間が限られているなどの課題がある。このため、振興山村地域に住む人々が健康を保持し、安心して生活できるためにも適切な医療を受けることができるよう、医師および救急医療体制の確保、へき地医療拠点病院

による巡回診療等の支援ならびに他地域の医療機関との協力体制の整備等、包括的な医療供給体制の充実を図る。

⑧ 高齢者福祉施策に関する基本的事項

山村の高齢化の現状および特殊性を踏まえて、今後は生活習慣病の予防対策を図り、高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって自立した生活ができるよう介護予防対策に努め、健康寿命の延伸を図る。

また、要支援・要介護の高齢者、認知症高齢者等に対する医療・介護サービスの充実や、高齢者が安心して生活を送ることが出来るよう、多様な担い手による生活支援サービスの充実など地域で支え合う仕組みづくりを進める。さらに、既存施設の活用によるサービス提供体制および高齢者用集合住宅や特別養護老人ホーム等の整備を進めるとともに、福祉、保健医療の総合的サービスを充実させる。

加えて、高齢者の持つ知識や経験を次代に伝えるため、地域活動や生涯学習の場に積極的に参加できるような機会の拡充に努める。

⑨ 集落整備施策に関する基本的事項

山村づくり、地域づくりは、最終的には人が快適に生活できる条件をいかに整備するかであり、若者をはじめ山村と都市の住民のニーズを踏まえ、魅力ある居住環境の形成が必要である。

山村においては若者の流出による過疎化、高齢化等のため、小規模集落が増加するなど、従来から続いてきた集落機能の維持が困難なところもあり、個々の集落の整備を進めるだけでなく、基幹集落を中心として複数の集落の集約とネットワーク化を図りながら、生活の営みの確保、生産の営みを振興する集落ネットワーク圏の形成も視野に入れながら進める。

さらに、生活の拠点となる基幹集落の整備については、拠点集落としての機能向上に努め、自治会活動の拠点となる施設の整備やまちづくりの担い手を育成する一方、自治会の自発的な活動の促進および地域おこし協力隊等の人的支援のための制度を活用し、コミュニティの維持を図るものとする。

また、農山村地域の良好な自然環境等を求め増加の兆しが見える都市からの移住者などの受入れを視野に入れた取組を促進する。

⑩ 国土保全施策に関する基本的事項

山村は、国土の保全・水源の涵養・自然環境の保全等の重要な役割を担うが、過疎化や高齢化、木材価格の低迷などによる森林の維持・管理水準の低下等により、災害の危険性の増大が懸念されている。

山村の広大な林野の中には砂防指定地、山地災害危険地等も多く含まれるが、これらは人家や公共施設等に及ぶ土砂災害の可能性を持っている。住民の生命・財産を守り、身近な暮らしの安全確保のためにも治山、治水、砂防対策については土砂災害や山地災害等の未然防止に重点を置いて推進する。

治山事業は、保安林の指定と森林の適正な維持・管理により、山地崩壊、地すべり等の災害を防ぎ、同時に水源涵養機能や保健休養機能といった森林の持つ多面的機能を向上させるため、治水、砂防対策とも連携を図り、危険度の高い地域から重点的かつ計画的に実施する。

また、農用地が有する水源の涵養、洪水調整、土壌侵食防止などの機能が維持されるよう、農用地の保全施策を着実に推進するとともに、ため池の点検・耐震診断、老朽ため池の整備、ハザードマップの作成などの防災対策を行う。

⑪ 交流施策に関する基本的事項

山村は豊富な自然と歴史・文化を有しており、都市住民の憩いの場、レクリエーションの場として重要な役割を果たしている。今後も、余暇の増加や生活様式の変化、価値観の多様化などにより、都市住民の山村に対する期待がますます強くなると考えられる。また、都市との交流によって、相互の理解と山村地域の活性化を図ると共に、本県のイメージアップも期待できる。

このように、今後の山村振興にとって都市との交流は大きな可能性を秘めており、そのための施設整備が望まれている。しかし、開発によって豊かな自然を破壊してしまえば、山村の持ち味が無くなってしまい、有効な交流が図れなくなる。

そこで、豊かな緑に囲まれた美しい溪流やダム湖、おいしい水などすばらしい自然環境と文化を活用して、山村の産物や加工品の観光客への販売やふるさと宅配便・オーナー制度の活用や観光農園、体験農園、農家民宿・民泊など、農林漁業の振興と併せた他地域との交流を推進する。

さらに、地域資源の再発見や利活用、既存の施設間の連携を行うと共に、都市と農村の交流をいっそう促進するための体験的施設の整備や農村文化

伝承施設の充実により、県内外、国内外を問わず観光を中心とした他地域からの来訪者と地域住民との交流機会を創出し地域の活性化を図る。ただし、整備に際しては自然保護に充分配慮し、人にやさしい環境をより多くの人に提供していくことに努める。

また、施設面だけでなく、技術者、インストラクターなど、交流の担い手の育成を行う他、交流事業に対する山村・都市双方のニーズの把握、交流事業に対する意識調査、交流事業についてのPR、出版等広報活動など交流情報の収集・提供を行い、イベントなどソフト面の充実にも重点を置いて地域間交流の継続的促進を図り、効果的で継続性のある交流事業を促進する。

⑫ 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項

地域の大部分を占める森林および農用地は、林産物や農産物の供給や就業の場であるとともに、適切な維持・管理により国土を守り人々に豊かさとうるおいを与えている。さらに、本県の森林は、琵琶湖の水源として貴重な財産であるが、種々の要因からなる農林水産業の活力低下により、その維持が困難になりつつある。

そこで、森林施業の共同化、施業受委託の推進、境界の明確化、鳥獣害対策の促進、森林資源の循環利用の促進、県産木材の利用促進等の施策を「琵琶湖森林づくり基本計画」に基づき、適正な執行管理に努めることで、森林の保全・整備を推進する。

また、農用地の保全については、基盤整備等による営農の効率化や農業水利施設の長寿命化などを計画的に行うとともに、中山間地域等直接支払制度や世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策などを活用し、集落の共同活動による農用地等の維持保全を図り、耕作放棄の未然防止を図り、さらには、既耕作放棄地の復旧や遊休農地を活用した市民農園、放牧、棚田ボランティア等の活動を支援する。

⑬ 担い手施策に関する基本的事項

過疎化、高齢化が進む中、地域社会の維持、活性化を図るためにも、担い手確保は極めて重要な課題であり、地域農業戦略指針に基づく集落ぐるみの話し合いのもと、担い手をはじめ、集落の農業者と住民が互いに支え合い、地域農業の持続・発展と「農」による地域再生を目指す活動が実践されるよ

う支援を行う。

競争力のある担い手の育成として、経営体質の強化に向けた複合化（野菜等の導入）や法人化、集落営農型法人の広域化などへの支援の充実を図るとともに、これらに対する農用地の利用集積を促進する。

担い手確保が困難な集落においては、水田基幹作業を集落外部の担い手（農業サービス事業体等）に委託し、日常管理は集落で実施する等の仕組みづくりを行う。

また、農業・農村で活躍する意欲的な女性の育成と経営参画の促進を図るため、女性アグリビジネスの取組、起業の支援、販売・加工等の分野で女性の能力が発揮できる農業法人の育成等の支援を行う。

⑭ 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

山村地域の田畑では、イノシシやシカ、サル等の野生鳥獣による農作物被害の状況は非常に深刻なレベルであり、各地で生活環境被害や生態系被害も発生している。

このため、農業所得の減少や、生産意欲の減退が深刻な問題となっており、高齢化の進展等とあわせ、耕作放棄の要因の一つとなっている。

これまでも被害防止処置が行われてきたが、野生鳥獣の個体数増加や生息環境の変化、野生鳥獣に対する人圧の低下等の複合的要因により被害発生が後を絶たない。

野生鳥獣の保護・管理については鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づいた対応を進めており、第二種特定鳥獣管理計画により被害・生息数の管理を行う。

鳥獣害対策は中山間地域の農産物生産振興を図る上で極めて重要であり、集落ぐるみによる鳥獣害対策の推進、防護柵等の積極的な整備により鳥獣害の無い集落づくりを進め、被害防止と生産意欲の向上に努める。

また、中山間地域の森林においても野生鳥獣等による被害が増加しており、農地等との境界部分を緩衝帯として保全整備するとともに、テープ巻きや防護柵、防護ネットさらに忌避剤等の積極的な活用により被害防止に努める。

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本県では、滋賀県基本構想「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略、第四次滋賀県環境総合計画、滋賀県産業振興ビジョン、滋賀県農業・水産業基本計画、びわ湖森林づくり基本計画、滋賀交通ビジョン等を策定し、各分野で地域振興施策の具体化に向けた取組を計画的に推進しており、山村地域の振興に際しても、各種諸施策との整合を図りながら推進していく。

また、平成27年9月に成立した「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」により策定する保全再生計画に基づき実施する取組についても推進を図るものとする。

さらに、過疎地域自立促進特別措置法に基づき策定した滋賀県過疎地域自立促進方針等の法令に基づき整備された計画とも整合性を図り、関連する施策を推進していくとともに、各地域で作成されている農林業等活性化基盤整備計画等、その他諸施策との整合を図る。